

三 企第2100号  
令和8年2月10日

指定給水装置工事事業者 各位

鴨川市水道事業  
南房総市水道事業  
鋸南町水道事業  
三芳水道企業団水道事業

水道事業の統合に伴う給水装置工事等の事務手続きについて（お知らせ）  
平素より、本地域の水道事業の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げ  
ます。

さて、安房地域の各水道事業体は、令和8年4月1日より「安房郡市広域市町村  
圏事務組合」へ統合され、新たな体制で水道事業を開始することとなりました。

これに伴い、「給水装置工事申請」及び「指定給水装置工事事業者制度」等に関わ  
る各種お手続きの取り扱いを、安房地域全域で統一いたします。

主な変更点や運用の詳細につきましては、別紙のとおりまとめましたので、事前  
にご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、別紙に記載のない事項やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ  
ください。

問い合わせ先（令和8年3月31日まで）  
鴨川市水道課工務係  
電話：04-7093-1000  
e-mail：suido@city.kamogawa.lg.jp

南房総市水道局工務係  
電話：0470-44-4611  
e-mail：suido@city.minamiboso.lg.jp

鋸南町建設水道課水道室  
電話：0470-55-3569  
e-mail：suidou@town.kyonan.chiba.jp

三芳水道企業団業務係  
電話：0470-22-3782  
e-mail：pww\_344@awa.or.jp

## 1. 新組織の概要と窓口

令和8年4月1日より、名称・所在地・窓口が以下のとおり統一されます。

### ●新組織の名称

安房郡市広域市町村圏事務組合 水道部

### ●事業者の所在地

館山市北条1145番地1 館山市役所2号館 3階

### ●給水装置工事等の窓口

給水装置工事等に関する窓口は水道部の「給水係」に統一します。

給水係の所在地は事業者の所在地と同一です。

窓口の開庁時間は平日の午前9時から午後4時30分までです。

### ●給水装置工事等に関する問い合わせ先

給水係へのお問い合わせ先は下記番号のとおりです。

令和8年4月1日以降は下記番号にお問い合わせください。

電話番号0470-29-3304 (代表)

※お客さまサービス向上のため音声ガイダンスによる案内を採用します。

また、通話内容に関しても品質向上のため録音させていただきます。

音声ガイダンスに従い③番を選択していただくと給水係につながります。

なお、ガイダンス中でも操作は可能です。

### ●給水係の業務範囲

給水係の主な業務は下記のとおりです。

- ・指定給水装置工事事業者の指定などに関すること。
- ・給水装置工事に係る工事申込などに関すること。
- ・開発行為に関すること。
- ・水道管の埋設状況に関すること。

## 2. 指定給水装置工事事業者の指定等に関するこ

### ●指定の適用範囲について

鴨川市、南房総市、鋸南町及び三芳水道企業団のいずれかの水道事業体で指定を受けている事業者は、令和8年4月1日以降、安房地域全域で指定を受けているものとして承継します。

### ●指定の有効期間について

統合に伴う経過措置として、存続する指定のうち最も遅い満了日をもって本組合の有効期限と読み替えます。

### ●統合に伴う指定証の交付について

令和8年4月1日以降に新しい指定証を郵送にてお届けいたします。

新しい指定証が交付されるまでの間は、お手元にある水道事業体の指定証を引き続き有効なものとして取り扱いますので大切に保管をお願いします。

※今回の統合に伴う指定の移行に関して、手数料等の費用は発生しません。

### ●事業者情報の取り扱い

水道法では、水道事業者が指定給水装置工事事業者の指定をしたときは、その旨を一般に周知させる措置をとるものとされています。

行政サービスの向上および情報の透明性・公平性を確保する観点から、市民の皆さまが適切に指定給水装置工事事業者を選択できるよう、令和8年4月1日の水道事業統合にあわせ、以下の情報をホームページにて公開することといたしました。

地域の健全な給水環境を維持し、利用者が安心して工事を依頼できる環境を整えるための運用となりますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### ホームページで公開する事業者情報

- ・指定番号
- ・事業所名（屋号）
- ・所在地（住所）
- ・電話番号

## 3. 給水装置工事に係る立会及び検査

### ●分水立会

配水管から各家庭への給水管を分岐する工事を施工する場合は水道部（施設係）の立会が必要となります。

立会の時間は平日の午前9時30分から11時30分、午後1時30分から2時30分までを標準とします。

現場状況により断水等を必要とする工事にあっては別途給水係と協議のうえ分水立会の日程を決定するものとします。

工事日の「5営業日前」までに給水係と日程調整をお願いします。

時間が確定しましたら給水係より施工業者にご連絡いたします。

依頼件数によっては希望日時の受付ができない場合がありますのでご了承ください。

## ●竣工検査

給水装置に関する工事がすべて完成したら水道部（給水係、施設係）による竣工検査を受検していただきます。

竣工検査の時間は平日の午前9時30分から午後4時00分までです。

検査希望日の「5営業日前」までに給水係と日程調整をお願いします。

時間が確定しましたら給水係より施工業者にご連絡いたします。

依頼件数によっては希望日時の受付ができない場合がありますのでご了承ください。

竣 工 檢 査 日				
月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
予備日	館山地区	鴨川地区 鋸南地区	南房総地区	予備日

※気象状況等により予備日に検査を行う場合があります。

## 4. 各種手数料、納付金の統一（令和8年4月1日より）

### ●開栓手数料

水道の使用開始に伴う手続きに要する費用であり、令和8年4月1日より下表のとおり統一します。

手数料の名称	業 務 内 容	単 位	金額(税込)
開栓手数料	休止中の水栓を新たに使用するとき 使用者を変更するとき	1 件につき	4,400 円

※金額は現時点の予定であり、議決後に確定します。

### ●事業者登録等に関する手数料

指定給水装置工事事業者の登録及び更新に要する費用であり、令和8年4月1日より下表のとおり統一します。

手数料の名称	単 位	金額(非課税)
指定給水装置工事事業者登録手数料		20,000 円
指定給水装置工事事業者更新手数料	1 件につき	15,000 円

※金額は現時点の予定であり、議決後に確定します。

### ●給水装置工事に関する手数料

給水装置工事の設計審査及び工事検査に要する費用であり、令和8年4月1日より下表のとおり統一します。

手数料の名称	単 位	金額(非課税)
設計審査手数料		2,000 円
工事検査手数料	1 件につき	4,000 円

※金額は現時点の予定であり、議決後に確定します。

## ●給水申込納付金(加入者負担金)

水道を新たに引き込むお客さまは、以前から使っている人との公平性を保つために費用の一部を負担していただきます。

名称は「給水申込納付金」とし、負担額を令和8年4月1日より下表のとおり統一します。

使用するメーターの口径	金額(税込)
13 mm	110,000 円
20 mm	264,000 円
25 mm	407,000 円

※30 mm以上が必要な場合はお問い合わせください。

## 5. 施工基準、使用材料の統一

### ●給水装置工事の施工基準

水質の安全性と公衆衛生の確保、給水装置の耐久性と安定供給、公正・適正な施工管理、維持管理の効率化などを目的として給水装置工事施工基準を定めます。

3月中に旧4水道事業体のホームページで公開を予定しています。

### ●給水装置工事に用いる材料

#### ①給水管

配水管の分岐から水道メーターまでに使用する給水管は耐震適合管とする。

水道メーターから蛇口までにおいても耐震適合管の使用を推奨する。

材質はダクタイル鋳鉄管と高密度ポリエチレン管（H P P E）を標準とする。

ダクタイル鋳鉄管を採用する場合はGX形を標準とする。

高密度ポリエチレン管（H P P E）はEF接合とする。

高密度ポリエチレン管（H P P E）は2種類の規格が存在します。

採用する規格は下表のとおりですのでご確認のうえご使用ください。

呼び径	外径	内径	外径	内径	
20	27.0 mm	19.6 mm	—	—	建築設備用ポリエチレンパイプシステム 研究会規格 (PWA)
25	34.0 mm	26.6 mm	—	—	
30	42.0 mm	33.6 mm	—	—	
40	48.0 mm	38.5 mm	—	—	
50	—	—	63.0 mm	50.7 mm	配水用ポリエチレンパイプシステム協会 規格 (PTC)
75	—	—	90.0 mm	72.6 mm	
100	—	—	125.0 mm	100.8 mm	
150	—	—	180.0 mm	145.3 mm	
200			250.0 mm	201.9 mm	

## ②止水栓

25 mm以下はボール弁の左閉じ（右開き）の一文字頭に統一する。

30 mm以上50 mm以下はゲート弁の右閉じ（左開き）の丸ハンドル頭に統一する。

75 mm以上はゲート弁の左閉じ（右開き）のボックス頭に統一する。

ゲート弁はソフトシール弁を標準とする。

## ③メーターBOX

新設に用いるメーターBOXは、地下式メーターユニットに統一する。

口径25 mm以上で事業用途のメーターBOXは、メーターバイパスユニットを標準とする。

### ●使用材料における経過措置

給水装置工事に用いる下記の材料においては一定の条件が満たされていることを条件として経過措置を設けます。

- ・止水栓類
- ・メーターBOX類

### ●止水栓等の設置位置

止水栓は、官民境界線に対し直角に布設した給水管の直線上かつ、官民境界から1.5メートル以内に設置することを標準とする。

水道メーターは、官民境界から2メートル以内に設置することを標準とする。